

## 北斗市UIターン奨学金償還支援事業補助金



若年層の回帰と本市への定住を促進するため、北斗市に居住し、市内または近隣市町の事業所等に就職した方が、大学等の修学にあたり貸与を受けた奨学金の償還の一部を補助します。

### ●対象者

次の①または②のいずれかに該当する方となります。

- ①北斗市および近隣市町の事業所に正規雇用として勤務する方で、令和3年4月1日以降に北斗市内に転入した方。
- ②すでに北斗市内に居住しており、令和2年度以降に大学等を卒業し、その翌年度末までに市内または近隣市町の事業所に正規雇用として勤務する方。

### ●補助要件

- ・高等専門学校、短期大学、大学、専修学校または大学院を在学中に日本学生支援機構(I種、II種)、他の地方公共団体の奨学金、その他市長が認める奨学金の貸与を受け、償還が完了していない方。
- ・補助年度の3月31日時点で40歳未満の方。
- ・奨学金の償還に対するほかの助成制度の適用を受けていない方。

### ●助成期間及び助成上限額

- ①市内福祉職に就職した方・・・  
5年間月額2万円(計120万円)
- ②市内事業所に就職した方・・・  
5年間月額1万円(計60万円)
- ③近隣市町事業所に就職した方・・・  
3年間月額1万円(計36万円)

### ●その他

補助要件を満たしてから6か月以内に認定申請をしていただく必要があります。申請方法などの詳細については、市公式ホームページでご確認いただくか、企画課へお問い合わせください。

問 市役所企画課企画係[内線237]

HP <https://www.city.hokuto.hokkaido.jp/docs/9084.html>



## 北斗市移住就業支援交付金

市では、若年層の移住定住促進と、市内事業所の人材不足解消のため、市内の事業所に新規雇用される渡島・檜山管外からの移住者に対し、引越し費用として一律10万円を助成しています。

この交付金の対象となるには、就職先の事業者が事前に本制度の認定を受けていることが要件となりますので、渡島・檜山以外の地域に住む方の採用を行う可能性のある事業者の方は、認定申請のうえ、当制度を活用した職員採用をぜひご検討ください。

### ●交付金の対象者

- ・北斗市内の認定事業者に新たに正規雇用された方。
- ・渡島・檜山管外から北斗市に転入した方で、転入日からさかのぼって6か月以上管外に居住していた方。
- ・採用年度の3月31日時点で40歳未満の方。

### ●対象となる事業所

北斗市内に事務所、店舗または工場を有している法人または個人で、風営法第2条に定める営業をしていないことなどの認定条件があります。

### ●申請期限／北斗市に転入してから6か月以内

\*認定事業所の一覧や、交付金要綱等の詳細は市公式ホームページに掲載しています。  
ご不明な点は、お気軽に企画課企画係へお問い合わせください。



問 市役所企画課企画係[内線237]

HP <https://www.city.hokuto.hokkaido.jp/docs/4554.html>

## UIターン

### 新規就業支援事業 を実施しています

市では、移住・定住の推進と中小企業等の人材不足解消を目的に、「北斗市UIターン新規就業支援事業」を実施しています。

東京23区(在住者または通勤者)から北斗市に移住した方のうち、次のいずれかの要件を満たす方に対し、移住支援金を交付します。

### ●移住支援金の対象となる方

- ・北海道が運営するマッチングサイトに登録した法人に就職した方
- ・北斗市で起業し、1年以内に地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付決定を受けた方
- ・所属先企業等の命令ではなく、自己の意思で北斗市に移住し、テレワーク勤務を行なっている方

### ●移住支援金の額

- ・単身での移住の場合／60万円
- ・世帯での移住の場合／100万円

詳細は市公式ホームページをご覧ください。

HP <https://www.city.hokuto.hokkaido.jp/docs/6017.html>

問 市役所企画課企画係



[内線237]